

盛岡市石川啄木記念館条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>○盛岡市石川啄木記念館条例</p> <p style="text-align: center;">平成25年3月27日条例第22号</p> <p>改正 略</p> <p style="text-align: center;"><u>令和7年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市石川啄木記念館条例</p> <p>第1条から第6条まで 略 (入館料)</p> <p>第7条 入館者（展示室に入室する者に限る。）から別表に定める入館料を徴収する。</p> <p>2 入館料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (入館料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。</p> <p>(2) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが入館するとき。</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>第9条から第18条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和7年条例第 号)</u></p> | <p>○盛岡市石川啄木記念館条例</p> <p style="text-align: center;">平成25年3月27日条例第22号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市石川啄木記念館条例</p> <p>第1条から第6条まで 略 (入館料)</p> <p>第7条 入館者（展示室に入室する者に限る。）から別表に定める入館料を徴収する。</p> <p>2 入館料は、第3条第1項の許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。 (入館料の減免)</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館料を減免することができる。</p> <p>(1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者及び当該障害者の介護を行う者が入館するとき。</p> <p>(2) <u>市の区域内に住所を有する65歳以上の者が入館するとき。</u></p> <p>(3) 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を有する者で市の区域内にある中学校（北陵中学校を含む。）及び小学校（月が丘小学校を含む。）に就学しているものが入館するとき。</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げる場合のほか、市長が公益上その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>第9条から第18条まで 略</p> <p>附 則 略</p> |

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------|--------------------|--------------------|
| この条例は、令和8年4月1日から施行する。 | | | 別表（第7条関係） | | |
| 区分 | 個人入館料 (1人1回につき) | 団体入館料 (1人1回につき) | 区分 | 個人入館料 (1人1回につき) | 団体入館料 (1人1回につき) |
| 一般 | 450円 | 360円 | 一般 | 300円 | 240円 |
| 高等学校生徒 | 300円 | 240円 | 高等学校生徒 | 200円 | 160円 |
| 中学校生徒及び小学校児童 | 150円 | 120円 | 中学校生徒及び小学校児童 | 100円 | 80円 |

備考 団体入館料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

備考 団体入館料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。